

徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業
入札説明書

(修正版 平成22年6月11日)
徳島県

目 次

1 本件入札説明書等の定義	1
2 事業の概要	2
(1) 事業名	2
(2) 施設の立地条件及び概要	2
(3) 事業目的	2
(4) 事業の範囲	2
(5) 業務の仕様	4
(6) 事業期間等	4
(7) 事業方式	4
(8) その他	4
3 応募に関する条件等	5
(1) 応募者の参加資格要件	5
(2) 応募に関する留意事項	9
(3) 選定のスケジュール	10
(4) 応募手続	10
(5) 入札にあたっての留意事項	14
4 落札者の選定	15
(1) 落札者の選定方法	15
(2) 選定委員会の設置	15
(3) 審査の方法	16
(4) 審査事項	16
(5) 落札者の決定	16
(6) 審査結果及び評価公表	16
(7) 事務局	16
5 提示条件	17
(1) 事業フレーム	17
(2) 県の支払いに関する事項	17
(3) 選定事業者の収入	18
(4) 業務履行場所	18
(5) 選定事業者の事業契約上の地位	18
(6) 特別目的会社（SPC）の設立	18
(7) 入札保証金及び契約保証金	18
(8) 保険	19
(9) 県と選定事業者の責任分担	20
(10) 財務書類の提出	20
6 事業実施に関する事項	21
(1) 県による本事業の実施状況の確認	21
(2) 事業期間中の選定事業者と県の関わり	21

(3) 支払い手続き	21
7 契約の考え方	23
(1) 基本協定の締結	23
(2) 契約手続き	23
(3) 契約の概要	23
(4) 入札価格と契約金額	23
8 提出書類・作成要領	24
(1) 提出書類	24
(2) 作成要領	26
9 その他	27

別紙様式1 現場見学会参加申込書

別紙様式2 本件入札説明書等に関する質問書

<添付資料>

- ① リスク分担表
- ② 事業契約書(案)別紙7 サービス対価の算定, 支払い方法, 改定
- ③ 事業契約書(案)別紙10 モニタリング及び改善要求措置並びに対価の減額手続き等

<別添資料>

- ① 要求水準書
- ② 落札者決定基準
- ③ 様式集
- ④ 事業契約書(案)
- ⑤ 基本協定書(案)

1 本件入札説明書等の定義

この入札説明書（以下「本件入札説明書」という。）は、徳島県が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律117号。以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した「徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業」を実施するにあたり、応募者を対象に配付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成21年12月に公表した実施方針、平成22年2月に公表した要求水準書（案）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に対する質問回答書（平成22年1月公表）、要求水準書（案）に対する質問回答書（平成22年3月公表）を反映し、若干、変更した点があるので、応募者は本件入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提出書類を提出することとする。

また、別添資料の「要求水準書」、「落札者決定基準」、「徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業に関する事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）、「様式集」「基本協定書（案）」は、本件入札説明書と一体（以下一体のものをさして「本件入札説明書等」という。）のものとする。

なお、本件入札説明書等と実施方針（平成21年12月公表）及び質問回答書（平成22年1月公表）、要求水準書（案）（平成22年2月公表）及び質問回答書（平成22年3月公表）に相違がある場合は、本件入札説明書等の規定が優先するものとする。本件入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等及び質問回答書によることとする。

本入札は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

2 事業の概要

(1) 事業名

徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業

(2) 施設の立地条件及び概要

所在地	徳島県名西郡石井町石井字石井1660番5他
敷地面積	124,690㎡ うち建築物建築範囲となる建築基準法上の敷地面積 : 約50,000㎡
地域・区域等	都市計画区域(市街化調整区域)
その他の地域	農業振興地域

(3) 事業目的

県では、平成17年4月に農林水産分野の研究・研修教育・技術普及機関を統合した組織である「徳島県立農林水産総合技術支援センター」を設置し、本県の農林水産業に対する支援強化を図ってきた。

さらに、近年の経済のグローバル化など著しく変化する農林水産業を取り巻く環境に対応し、「県民に対する高度で迅速なワンストップサービスの提供」や「産学との共同研究」、「農商工連携」、「人材育成」などの一層の推進を図るため、県内に分散した施設をできる限り集約し、農林水産業を総合的に支援する「知の拠点」を整備をする。

また、本事業においては、財政負担の縮減並びに民間資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、PFI法に基づき、事業を実施し、効率的かつ効果的に徳島県立農林水産総合技術支援センターの本館施設、及びそれに付帯する施設(以下、整備する施設を総称して「本施設」という。)の設計・建設・維持管理・運営を行い、研究・研修教育・技術普及活動の一層の向上に資することを目的とする。

(4) 事業の範囲

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が本施設の設計・建設・工事監理業務を行い、竣工後これら施設の維持管理業務及び運営業務の一部を遂行することを事業の範囲とする。選定事業者の業務の範囲を超える運営業務及び研究・研修教育・技術普及に係る業務については、従来どおり県が行う。

本事業の範囲は、次のとおりとする。

① 施設整備業務

本施設及び解体施設を対象とし、以下の施設整備業務を実施する。

ア 事前調査業務(埋蔵文化財調査、地質調査、電波障害事前調査、近隣家屋事前調査(事後調査含む。)、敷地測量、敷地内既存インフラ敷設状況の確認等)

イ 設計業務

ウ 建設業務(敷地造成、建設工事、工事監理等)

エ 研究設備・備品調達設置業務

オ 研究設備等移転設置・引越業務

カ 解体施設の解体・撤去業務

キ 本施設整備に伴う各種申請等の業務

ク その他これらを実施する上で必要な関連業務

② 維持管理業務

本施設及び一部の業務については既存施設（以下本施設と既存施設をあわせ、「本施設等」という。）を対象とし、以下の維持管理業務を実施する。

ア 建物保守管理業務（点検・保守）

イ 建築設備保守管理業務（運転・監視・点検・保守）

ウ 外構維持管理業務

エ 清掃業務

オ 警備業務

カ その他これらを実施する上で必要な関連業務

本施設の修繕（大規模修繕を含む。）については県が実施する。選定事業者は、県が実施する修繕について、計画的な修繕となるよう提案し、また適宜助言を行うものとする。

③ 運營業務

県が主体となり実施する県民参加型事業との連携に配慮し、次の事業を実施すること。

ア 体験交流事業

イ アグリインキュベーター事業

ウ 上記ア及びイに関する情報提供支援業務（HP作成支援）

エ その他これらを実施する上で必要な関連業務

④ 付帯事業（施設整備費も含め、独立採算事業とする。）

選定事業者は、提案により付帯事業（福利厚生、民間収益事業等のサービス提供）を行うことができる。

ただし、以下に留意した事業とすること。

ア 本事業の目的を妨げない事業とすること。

イ 施設は分築・合築のどちらでも可能とする。

ウ 敷地の使用料等は、県の普通財産（土地・建物）貸付料算定基準等に準じて算出する。

エ 事業終了後の措置については、以下のとおりとする。

分築の場合：原状回復又は無償譲渡

合築の場合：無償譲渡

ただし、分築、合築ともに、協議により引き続き事業を行うことを可能とする。

オ 施設用途・内容の制限

次の用途・内容を目的とする施設を付帯事業とすることはできない。

（ア）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の用に供する施設

（イ）興行場法（昭和23年法律第137号）第1条に規定する興行場のうち教育上ふさわしくない施設

（ウ）射幸心を刺激する娯楽を目的として不特定多数の者が出入りする施設

（エ）周辺の風紀の維持の観点でふさわしくない施設

（オ）その他本事業の目的との適合の観点でふさわしくない施設

カ 付帯施設（分築）の場合の埋蔵文化財調査について

付帯施設を分築で提案する場合は、埋蔵文化財調査リスクは事業者リスクとする。

また、埋蔵文化財調査の委託・確認先は石井町となるため、入札時の見積もり依頼や相談等は石井町教育委員会に行うこと。

キ 都市計画法上の制限

都市計画法上、本地域は市街化調整区域にあたることを考慮し、建築用途上の可否に関する規制等については、選定事業者の責で確認を行うものとする。

(5) 業務の仕様

選定事業者が行う業務の仕様は、「要求水準書」によるものとする。

(6) 事業期間等

次のスケジュールで本事業を行う。

① 事業期間

実施時期	実施内容
平成23年 4月～10月	埋蔵文化財発掘調査期間
平成23年 6月～9月	敷地外解体施設解体
平成23年10月～平成24年9月	第一期施設（本館，ほ場等）整備期間 （敷地内解体施設解体一部含む）
平成24年 9月末	第一期施設整備の終了
平成24年10月	第一期施設への引越し
平成24年10月末	第一期施設への引越し完了
平成24年11月～平成25年2月末	敷地内解体施設解体，第二期施設（作業舎， 外構等）整備期間
平成25年 2月末	第二期施設引渡し
平成25年 3月	第二期施設への引越し
平成25年 3月末	第二期施設への引越し完了
平成24年10月～平成45年 3月末	維持管理・運営期間（平成24年10月～ 平成25年3月末までは本館及び既存施設の みの維持管理となる。）
平成45年 3月末	事業期間終了

② 契約等の締結

ア 仮契約 平成22年（2010年）11月（予定）

イ 本契約 平成22年（2010年）12月（予定）

(7) 事業方式

選定事業者は、本施設を設計・建設した後、県に施設の所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理・運營業務を実施するBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

選定事業者は、本事業実施に必要な範囲の土地を無償で使用することができる。

ただし、付帯事業に必要とする土地については、県が選定事業者の有償にて貸し付けるものとする。

(8) その他

県は、地方自治法第214条に基づき設定した債務負担行為を踏まえ、本事業に必要なサービス対価を20年間にわたり支払う。

3 応募に関する条件等

応募者の構成等については、以下のとおりとする。

① 用語の定義

- ア 構成員：入札参加グループを構成する企業であり、SPCから業務を直接受託するものをいう。
- イ 構成企業：構成員のうち、SPCへの出資を行う企業をいう。
- ウ 代表企業：構成企業のうち、応募手続を代表して行い、かつSPCへの出資比率が最も高い企業をいう。
- エ 協力企業：構成員のうち、SPCへの出資を行わない企業をいう。
- オ 設計企業：施設整備業務のうち、設計業務を実施する企業をいう。
- カ 工事監理企業：施設整備業務のうち、工事監理業務を実施する企業をいう。
- キ 建築企業：施設整備業務に含まれる建設業務のうち、建築工事を実施する企業をいう。
- ク 土木企業：施設整備業務に含まれる建設業務のうち、土木工事を実施する企業をいう。
- ケ 機械設備工事企業：施設整備業務に含まれる建設業務のうち、機械設備工事を実施する企業をいう。
- コ 電気設備工事企業：施設整備業務に含まれる建設業務のうち、電気設備工事を実施する企業をいう。
- サ 維持管理企業：維持管理業務を実施する企業をいう。
- シ 運営企業：運営業務を実施する企業をいう。
- ス 付帯事業実施企業：付帯事業を実施する企業をいう。

② 応募者は、複数の企業等により構成されるグループとし、構成する企業等の中から代表者として代表企業を定める。

③ 応募者は、仮契約の締結時までには本事業を実施するSPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として設立するものとし、SPCへの出資を行う代表企業及びその他企業等を構成企業とし、その出資比率の合計は全体の50%を超えるものとする。

④ 協力企業についても、参加表明書に協力企業として明記すること。

⑤ 本事業内における一つの業務を複数の企業等が行うことができる。ただし、建設業務を実施する企業が工事監理業務を行うことは認めない。

⑥ 応募者の構成企業及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、県が承認した場合は、この限りではない。

⑦ 1 応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業及び協力企業にはなれない。

(1) 応募者の参加資格要件

① 参加資格要件

応募するためには、応募者の構成員は、設計企業、建築企業、土木企業、機械設備工事企業、電気設備工事企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業を含むものとし、各業務における徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿又は物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者名簿に登載されているものとする。

また、構成企業並びに協力企業は以下の事項を満たすことを条件とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

い者。

イ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱の規定による指名停止措置の期間中でない者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者で、県の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

エ 徳島県発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱に基づき、暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。

オ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

カ 本事業の導入可能性調査業務若しくはアドバイザー業務の受託者でない者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。なお、本事業における導入可能性調査若しくはアドバイザー業務の受託者は以下のとおりである。

・アドバイザー業務の受託者

(株)長大 東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4
東京丸の内・春木法律事務所

東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル225区

・導入可能性調査業務の受託者

(株)日本経済研究所

東京都千代田区神田駿河台3-3-4 駿河台セントビル

(株)伊藤喜三郎建築研究所

東京都品川区東五反田1-2-33 白雉子ビル

(注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。(以下同様とする。)

キ 最近1年間において法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

ク 選定委員の所属する企業及びその企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

② 各業務を担う者の参加資格要件

さらに、各業務を担う者は、それぞれ以下の参加資格要件を満たしていなければならない。

ア 設計企業

・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の一级建築士事務所の登録を受けている者であること。

・徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）において希望業務内容が建築一般で掲載されている者であること。

- ・ 1棟の延べ面積3,000㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物（主要用途が工場，倉庫，その他これらに類するものを除く。）の建築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号による建築をいう。以下同じ。）の設計業務の元請として平成7年度以降に完成し，引渡しが完了した工事に係る実施設計業務の実績を有する者であること。

イ 建築企業

- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の特定建設業の許可を受けている者であること。
- ・ 徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（建設業者）において建設工事の種類が建築一式工事で登録されている者であること。
- ・ 1棟の延べ面積3,000㎡以上で，かつ，階数が3以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物（主要用途が工場，倉庫，その他これらに類するものを除く。）の建築工事の元請として平成7年度以降に完成し，引渡し完了した工事に係る施工実績を有する者であること。ただし，特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は，出資比率が20%以上の場合に限る。なお，複数の者で建築工事を実施する場合は，建築工事を担う主たる者が当該要件を満たしていること。
- ・ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。以下同じ。）の建築一式の総合評点値が800点以上の者であること。なお，複数の者で建築工事を実施する場合は，すべての者が当該要件を満たしていること。

ウ 土木企業

- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の特定建設業の許可を受けていること。
- ・ 徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（建設業者）において建設工事の種類が土木一式工事で登録されている者であること。
- ・ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書の土木一式の総合評点値が900点以上の者であること。なお，複数の者で実施する場合は，すべての者が当該要件を満たしていること。

エ 機械設備工事企業

- ・ 徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（建設業者）において建設工事の種類が管工事で登録されている者であること。
- ・ 1棟の延べ面積3,000㎡以上の建築物（主要用途が工場，倉庫，その他これらに類するものを除く。）の建築の機械設備工事の元請として平成7年度以降に完成し，引渡し完了した工事に係る施工実績を有する者であること。ただし，特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は，出資比率が20%以上の場合に限る。なお，複数の者で機械設備工事を実施する場合は，機械設備工事を担う主たる者が当該要件を満たしていること。
- ・ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書の管の総合評点値が700点以上であること。なお，複数の者で機械設備工事を実施する場合は，すべての者が当該要件を満たしていること。

オ 電気設備工事企業

- ・徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（建設業者）において建設工事の種類が電気工事で掲載されている者であること。
- ・1棟の延べ面積3,000㎡以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、その他これらに類するものを除く。）の建築の電気設備工事の元請として平成7年度以降に完成し、引渡し完了した工事に係る施工実績を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。なお、複数の者で電気設備工事を実施する場合は、電気設備工事を担う主たる者が当該要件を満たしていること。
- ・建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書の電気の総合評点値が800点以上の者であること。なお、複数の者で電気設備工事を実施する場合は、すべての者が当該要件を満たしていること。

カ 工事監理企業

- ・建築士法第23条第1項の一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ・徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）において希望業種内容が建築一般で掲載されている者であること。
- ・1棟の延べ面積3,000㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物（主要用途が工場、倉庫、その他これらに類するものを除く。）の建築の工事監理業務の元請として平成7年度以降に完成し、引渡し完了した工事に係る監理業務実績を有する者であること。

キ 維持管理企業

- ・平成7年度以降に、1棟の延べ面積3,000㎡以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、その他これらに類するものを除く）の維持管理業務を実施した実績を有する者であること。

ク 運営企業については、参加資格確認時点での実績、資格等は問わない。

※ 本件入札に参加するために参加資格業者等の名簿への掲載を希望する者は下記の（ア）又は（イ）によりそれぞれ申請を行うこと。

（ア）徳島県建設工事一般競争入札参加資格審査の申請方法等

a 申請期間

平成22年6月7日（月）から6月11日（金）まで

b 申請方法

所定の申請書等を記載内容を説明できる者が持参して行うものとする。

c 申請書等の提出先

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県県土整備部 建設管理課 建設業振興指導室 建設業振興指導担当

電話：088-621-2519

（イ）徳島県の物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格審査の申請方法等

a 申請期間

平成22年4月30日（金）から5月31日（月）まで

b 申請方法

所定の申請書等を記載内容を説明できる者が持参して行うものとする。

c 申請書等の提出先

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企画総務部 管財課 調度担当

電話：088-621-2063

(2) 応募に関する留意事項

① 本件入札説明書等の承諾

応募者は、提案書等の提出をもって、本件入札説明書等の記載内容を承諾したものとします。

② 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

③ 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

応募図書等の著作権は、それぞれの作成団体に帰属する。

なお、提出書類は返却しない。

イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

④ 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

⑤ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

⑥ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

⑦ 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 選定のスケジュール

落札者の選定は、次の日程で行う。

日 程 (予定)	内 容
平成22年 4月30日	a 入札公告
5月18日	b 現場見学会
5月18日～5月21日	c 第一回本件入札説明書等に関する質問の受付
6月11日	d 第一回本件入札説明書等に関する質問回答の公表
7月12日～7月16日	e 一次審査提出書類の受付
7月20日～7月23日	f 第二回本件入札説明書等に関する質問の受付
8月10日	g 第二回本件入札説明書等に関する質問回答の公表
8月 6日	h 一次審査結果通知の発送
8月9日・8月10日	i 参加資格がないとされた場合の理由説明受付
8月24日(郵送) 8月25日(持参)	j 二次審査提出書類の受付
8月25日	k 入札及び開札
10月下旬(予定)	l 落札者の選定
11月(予定)	m 仮契約締結
12月(予定)	n 契約締結, PFI法に基づく公表

(4) 応募手続

応募に関する手続き等は以下のとおりである。なお、平日とは月～金曜日で、土、日曜日及び祝祭日は含まない。

①入札公告 (a*)

*:「(3) 選定のスケジュール」表中の番号。以下*は同様

ア 本件入札説明書等の閲覧

(ア) 閲覧日時

平成22年4月30日(金)～5月14日(金)

平日の9時～12時, 及び13時～17時

(イ) 閲覧場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター企画研究課

住所: 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

本件入札説明書等はインターネットでも閲覧できる。

(本事業担当ホームページアドレス) <http://www.pref.tokushima.jp/soshiki/kikakukenkyuuka>

②現場見学会 (b*)

現場見学会を次のとおり開催します。

ア 開催日時

平成22年5月18日(火) 午前10時から午後5時まで

イ 開催場所

徳島県名西郡石井町石井字石井1660

徳島県立農林水産総合技術支援センター農業研究所

ウ 申込方法

平成22年5月13日(木)までに、現場見学会参加申込書(別紙様式1)に記入の上、E-mail、郵送、FAXにより提出すること。

エ 申込先及び連絡先

住所：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県立農林水産総合技術支援センター企画研究課

電話：088-621-2422

FAX：088-621-2858

E-mail アドレス：kikakukenkyuuka@pref.tokushima.lg.jp

③第一回本件入札説明書等に関する質問受付 (c*)、質問回答の公表 (d*)

ア 第一回本件入札説明書等に関する質問受付

本件入札説明書等に記載の内容に関する質疑応答を以下の要領にて行う。

(ア) 受付期間

平成22年5月18日(火)～5月21日(金)

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、本件入札説明書等に関する質問書(別紙様式2)に記入の上、電子メールでのファイル添付若しくは、CD-Rの郵送(印刷物も添付)にて提出すること。(※ファイル形式はMicrosoft Excelのこと)

(ウ) 提出場所

住所：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県立農林水産総合技術支援センター企画研究課

E-mail アドレス：kikakukenkyuuka@pref.tokushima.lg.jp

イ 第一回本件入札説明書等に関する質問回答の公表と閲覧

本件入札説明書等に関する質問回答を次のとおり閲覧に供する。

(ア) 閲覧期間

平成22年6月11日(金)～6月16日(水)

(イ) 閲覧時間

平日の9時～12時、及び13時～17時

(ウ) 閲覧場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター企画研究課

住所：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

なお質問回答はインターネットでも閲覧できる。

(本事業担当ホームページアドレス) <http://www.pref.tokushima.jp/soshiki/kikakukenkyuuka>

④一次審査提出書類の受付 (e*)

応募者は、参加表明書、入札参加資格確認申請書等を県に提出し、確認を受けること。

なお、参加表明書、入札参加資格確認申請書等の作成については、「8 提出書類・作成要領」に従う。

ア 受付期間

平成22年7月12日(月)～7月16日(金)

平日の9時～12時、及び13時～17時

イ 提出方法

審査申請書類等は持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)すること。

平成22年7月16日(金)17時まで。

郵送の場合に、指定された日時内につかない場合に、いかなる理由があっても、再提出はできません。

ウ 提出場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター企画研究課

住所：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

⑤第二回本件入札説明書等に関する質問受付 (f*)、質問回答の公表 (g*)

ア 第二回本件入札説明書等に関する質問受付

本件入札説明書等に記載の内容に関する質疑応答を以下の要領にて行う。

(ア) 受付期間

平成22年7月20日(火)～7月23日(金)

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、本件入札説明書等に関する質問書(別紙様式2)に記入の上、電子メールでのファイル添付若しくは、CD-Rの郵送(印刷物も添付)にて提出すること。(※ファイル形式はMicrosoft Excelのこと)

(ウ) 提出場所

住所：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県立農林水産総合技術支援センター企画研究課

E-mail アドレス：kikakukenyuuka@pref.tokushima.lg.jp

イ 本件入札説明書等に関する質問回答の公表と閲覧

本件入札説明書等に関する質問回答を次のとおり閲覧に供する。

(ア) 閲覧期間

平成22年8月10日(火)～8月13日(金)

(イ) 閲覧時間

平日の9時～12時、及び13時～17時

(ウ) 閲覧場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター企画研究課

住所：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

なお質問回答はインターネットでも閲覧できる。

⑥一次審査結果通知の発送 (h*)

一次審査の結果は書面(入札参加資格確認書)により平成22年8月6日(金)までに発送する(グループの場合は、グループの代表者に発送)。

⑦参加資格がないとされた場合の理由説明受付（i*）

資格審査の結果、参加資格がないとされた者は、参加資格がないとされた理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出期間

平成22年8月9日（月）～8月10日（火）

平日の9時～12時、及び13時～17時

イ 提出方法

説明要求の書面（様式自由）を持参すること。なお、郵送、電子メールによる提出は受け付けない。

ウ 提出場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター企画研究課

住所：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

エ 回答

平成22年8月17日（火）までに実施する。

⑧入札参加資格の確認基準日以降の取り扱い

ア 参加資格確認基準日以降から入札書類の受付日まで

（ア） 応募者の構成員の変更（代表企業、構成企業、協力企業の分類の変更を含む。以下同じ。）又は追加は、認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、応募者は構成員の変更等について、県と協議を行うこととする。

県は協議の内容に応じ、入札書類の受付日まで変更等を認める。

（イ） 応募者の構成員が、入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合（「以下、「指名停止等に該当する場合」という。）は、当該応募者は、入札に参加することができない。

ただし、代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合は、応募者は構成員の変更等について、県と協議を行うこととする。

県は協議の内容に応じ、入札書類の受付日まで入札参加等を認める。

イ 入札書類の受付後から落札者の決定日まで

（ア） 応募者の構成員が、指名停止等に該当する場合は、当該応募者は失格とする。

ただし、代表企業以外の構成員が、指名停止等に該当する場合は、応募者は、県が別途指定する期間内に当該構成員を除外し、かつ新たな構成員の追加等により提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行うことにより、県に承認を求めることができる。

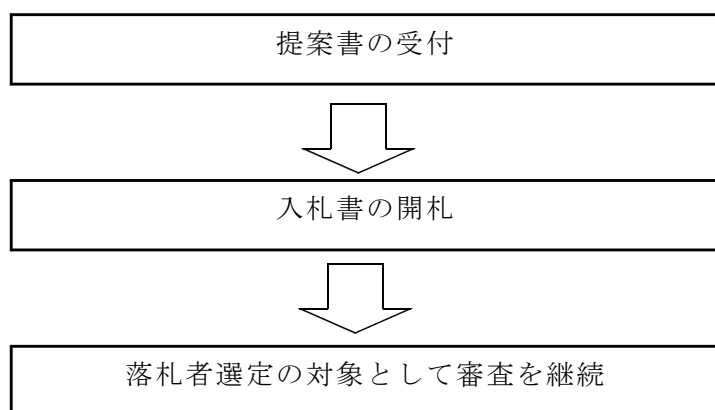
その内容を県が承認した場合に限り、落札者選定のための審査の対象とすることがある。

⑨二次審査提出書類の受付（j*）

入札参加資格確認書を送付された応募者は、次により入札書を含む提案書等を提出する。

なお、提案書の作成については、「8 提出書類・作成要領」に従う。

(提案書の受付及び開札の手順)



ア 入札価格

入札価格は、添付資料②「事業契約書（案）別紙7 サービス対価の算定、支払い方法、改定」をよく読んで計算すること。（消費税，地方消費税を含む）。入札価格が県が設定した予定価格を超えている場合は失格となり，当該応募者に通知する。

イ 提出書類の提出について

提出書類は持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）するものとする。

(ア) 提出日時

- a 持参する場合 平成22年8月25日（水） 午前10時～11時30分
- b 郵送する場合 平成22年8月24日（火） 午後5時（必着）まで

(イ) 提出方法

入札書を除く提出書類については，表に「徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業提案書類在中」と朱書すること。

入札書は，様式Ⅱ-1-5により作成し，別の封筒に封かん（封筒（様式集参考1入札書用封筒見本参照）の上密封し，「徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業入札書」と朱書すること。

(ウ) 提出場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター企画研究課

住所：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

ウ 開札

(ア) 開札日時

平成22年8月25日（水） 午前11時40分～

(イ) 開札場所

徳島県庁6階601会議室

(5) 入札にあたっての留意事項

① 一般的注意

ア 入札参加者は，入札書の提出日時が経過した後は，その提出，引換え，変更又は取り消しをすることができない。

イ 入札は，代表者（代表企業）のみが参加すること。なお，代理人をして入札さ

せるときは、委任状（代理人）（様式Ⅱ-1-4）を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。

ウ 入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を参加させずに入札を執行し、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

エ 入札参加者が1グループのみとなった場合には、当該入札を取りやめる。ただし、再度入札公告においては、入札参加者が1グループのみとなった場合でも、落札者を決定することができるものとする。

オ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない徳島県の職員を立ち合わせるものとする。

カ 提案に対し総合評価を行い、落札者を決定し、結果を応募者に通知する。（グループの代表者に通知する。）

キ 参加資格の確認を受けた応募者が入札を辞退する場合は、「辞退届（様式Ⅱ-1-1）」を提案書等の提出先宛てに送付すること。

②入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）第24条各号のいずれかに該当する入札

イ 参加表明書に記載されたグループの代表者以外の者が行った入札

ウ 入札参加資格のない者が行った入札

エ 入札参加資格の確認を受けた者であっても入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

オ その他徳島県の指示に従わなかった者の入札

③サービス対価の総額（県算定額）

3,961,200,000円（消費税、地方消費税を含む）

※ 県の算定根拠は公表しない。

※ 上記金額を目安に予定価格を設定する。

4 落札者の選定

（1）落札者の選定方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、選定委員会を通じて学識経験者の意見を聴取する。

（2）選定委員会の設置

県は、徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業における落札者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者で構成される選定委員会を設置している。なお、選定委員は以下のとおり（敬称略）。

委員長 横島 康吉（四国大学情報経営学部教授・学部長）

副委員長 林 正敏（県建築士会会長）

委員 佐藤 恵子（佐藤建築企画設計）
野地 澄晴（徳島大学大学院教授）
森 隆章（徳島県農業協同組合中央会常務理事）
鈴木亜佐美（あなん共同法律事務所弁護士）
井関佳穂理（井関会計士事務所公認会計士）

（３）審査の方法

選定委員会において、あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、価格及びその他の要素を総合的に評価し、最も優秀な提案を選定する。また、審査の過程においてヒアリング等を実施する場合もある。

なお、落札者を選定するまでの間に、応募者の構成企業及び協力企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

（４）審査事項

①審査の視点

審査において次の事項を重視する。

- ア 要求水準に示す目標・概念・計画を踏まえた上で、独自性のある魅力的な提案であること。
- イ 民間ノウハウの活用によるサービスの向上やLCC削減のための提案がなされていること。
- ウ 総事業費の抑制等財政資金の効率的かつ効果的な使用が図られつつ、健全な民間資金の調達と運用による安定的な事業運営が保たれること。

②審査項目等

審査項目は、別添資料「落札者決定基準」を参照すること。

（５）落札者の決定

県は、選定委員会により選定された優秀提案を基に、落札者を決定する。

（６）審査結果及び評価公表

審査の結果は徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業ホームページ等を通じて公表する。

（７）事務局

落札者選定にかかる事務局は、次のとおりとする。

徳島県立農林水産総合技術支援センター企画研究課

住所：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話：088-621-2422

5 提示条件

(1) 事業フレーム

① 事業の遂行

「2. 事業の概要（4）事業の範囲」に示す業務を確実に行うこと。

② 債権の取扱い

ア 債権の譲渡

県は選定事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、選定事業者が県に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とする。選定事業者が債権を譲渡することはできない。ただし、県の承諾を得た場合には、この限りでない。

イ 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が県に対して有する債権に対し質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。ただし、県の承諾を得た場合には、この限りでない。

③ 協議事項

ア 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

イ 財政上及び金融上の支援に関する事項

(ア) 施設・設備の整備に対する国庫補助金等の支給が実施される場合には、これを選定事業者が負担する施設・設備整備費用の一部に充当する。

また、県及び選定事業者は共に当該補助金等を受けることができるよう努め、実施が決定した場合には協力・連帯して申請手続き・報告等を行う。

(イ) 選定事業者に対して、県は建設に係る費用の一部（県債で賄える部分）について支給するものとする。

ウ その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

- ・事業実施に必要な許認可等に関し、県は必要に応じて協力を行う。
- ・法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、県と選定事業者で協議を行う。

(2) 県の支払いに関する事項

① サービス対価

県は定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められたサービス水準が満たされていることを確認した上で、選定事業者が提供したサービスに対し、サービス対価を選定事業者を支払う。サービス対価の構成、支払方法等については添付資料②「別紙7 サービス対価の算定、支払い方法、改定」に示す。

② 改定の考え方

建設期間中のサービス対価の見直しは行わない。

維持管理・運営業務期間中においては、物価変動等を踏まえ改定を行う。なお、基準金利については、施設引渡し日の2銀行営業日前に確定し、平成35年4月1日の2銀行営業日前に見直しを行う。詳細は添付資料②「別紙7 サービス対価の算定、支払い方法、改定」に示す。

(3) 選定事業者の収入

① サービス対価収入

県がサービス対価を支払うことによる収入である。

添付資料②「別紙7 サービス対価の算定、支払い方法、改定」を参照のこと。

② 付帯事業による収入

付帯事業から得られる収入については、事業者の収入とする。

③ 事業者の入札価格

事業者は、添付資料②「別紙7 サービス対価の算定、支払い方法、改定」に基づき積算し、県が支払うサービス対価の総額を入札することとするが、入札価格の積算においては、次の点に留意することとする。

ア サービス対価の総額

添付資料②「別紙7 サービス対価の算定、支払い方法、改定」によるサービス対価A、サービス対価B、サービス対価Cの事業期間合計を入札価格とすること。

イ 上記(3)②付帯事業による収入については、入札価格の算定に当たり、収入見込額に含めないものとする。

ウ 「3 応募に関する条件等」の(5)の入札にあたっての留意事項の③サービス対価の総額(県算定額)の範囲内の金額とすること。

(4) 業務履行場所

本事業の敷地の確保は県が行う。県は、選定事業者をして本件土地で施設整備を行なわせるものとする。なお、本件土地で施設整備を行なうことに選定事業者の負担はないものとする。ただし、農林水産総合技術支援センター内に事業者が付帯事業を行う場合については、県は、行政財産の貸付を行い、行政財産(庁舎等)貸付基準に基づく貸付料を徴収して、本施設の一部を使用させるものとする。

(5) 選定事業者の事業契約上の地位

県の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

(6) 特別目的会社(SPC)の設立

落札者は、仮契約の締結前までに、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として、徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業を実施する特別目的会社(SPC)を徳島県内に設立するものとする。なお、SPCは本事業以外の事業を兼業することはできない。

この場合において、グループの構成企業は、SPCへの出資を行うものとする。

グループ構成企業以外の者がSPCに出資することは可能である。ただし、その出資比率は、出資者中最大とならないこと。

(7) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

入札保証金は、免除する。

②契約保証金

ア 事業者は、施設整備期間中、県に対して、別紙7記載のサービス対価A及びサービス対価Cのうち、建中金利、融資組成手数料その他施設整備に関する初期費用と認められる費用、割賦手数料を控除した金額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の30以上の契約保証金を納付しなければならない。

イ アに規定する契約保証金に代えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

- ・国債証券又は地方債証券
- ・銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- ・銀行又は県が確実と認める金融機関の保証
- ・保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証であって事業者と施設整備業務の請負人等との間の請負契約等に関し、当該保証を付し、当該保証に係る保証事業会社への請求権に、県の事業者に対する違約金請求権（事業契約書(案)第70条第1項に規定）を被担保債権として県を質権者とする質権を設定した場合

ウ ア及びイの規定にかかわらず、県は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の免除をすることができる。

- ・事業者が、本件施設の施設整備業務に関して、県を被保険者とし、施設整備期間を保険期間とする、事業契約書(案)別紙7記載のサービス対価A及びサービス対価Cのうち、建中金利、融資組成手数料その他施設整備に関する初期費用と認められる費用、割賦手数料を控除した金額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の30に相当する金額以上に当たる額の履行保証保険契約を締結し、その保証証券を県に提出した場合

(8) 保険

選定事業者（選定事業者と業務委託契約を締結する業務担当企業を含む）は、次の保険に加入すること。その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により加入するものとする。

①建設期間

S P Cが行なう建設業務に関して、工事に起因する保険は選定事業者の責任とし、以下の保険を付保することとする。

ア 建設工事保険（これに準じるものを含む。）

保険契約者	: 選定事業者又は工事請負人等
保険の対象	: 本施設の建設工事
保険期間	: 工事開始日を始期とし、第二期施設引渡日を終期とする。

保険金額（補償額） : 再調達価格相当額

※ 建設工事に係る請負金額相当額によることも可とする。

ただし、事業者の責めにより生じた県の損害について、当該保険の範囲を超えるものについては求償することになる。

補償する損害 : 火災及び水災害等を含む不測かつ突発的な事故による損害

その他 : 県を追加被保険者とする事。

イ 第三者賠償責任保険

保険契約者	: 選定事業者又は工事請負人等
保険期間	: 工事開始日を始期とし、第二期施設引渡日を終期とする。
てん補限度額（補償額）	: ・対人：1名あたり1億円，1事故あたり10億円以上 ・対物：1事故あたり1億円以上
補償する損害	: 本件工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
その他	: 県を追加被保険者とする。

選定事業者又は工事請負人等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく県に提示する。

選定事業者又は工事請負人等は、県の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

選定事業者又は工事請負人等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

②維持管理、運営期間

ア 施設賠償責任保険

保険契約者	: 選定事業者
保険期間	: 維持管理期間開始日から維持管理期間終了日までとする。（毎年度更新することでもよい。）
てん補限度額（補償額）	: ・対人：1名あたり1億円，1事故あたり1億円以上 ・対物：1事故あたり500万円以上
補償する損害	: 本施設の所有、使用若しくは管理又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
その他	: 県を追加被保険者とする。

なお、県は、維持管理・運営期間中、火災保険を付保する予定である。

(9) 県と選定事業者の責任分担

①基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計・建設、維持管理、運営の責任は、（選定事業者が担う業務の範囲において）原則として選定事業者が負うものとする。但し、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うこととする。

各業務における責任者配置については、要求水準書に従うこととする。

②予想されるリスクと責任分担

県と選定事業者の責任分担は、添付資料1「リスク分担表」及び別添資料「事業契

約書（案）」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行う。

(10) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度の最終日から3ヶ月以内に、会社法第435条及び法務省令により規定される上の大会社に準じた公認会計士の監査済財務書類（会社法第435条第2項に定める各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を自己の費用で作成し、県に提出する。また、県は、当該監査済財務書類を公開できるものとする。

6 事業実施に関する事項

(1) 県による本事業の実施状況の確認

県による本事業の実施状況の確認は以下のとおりである。なお、③及び④についての詳細は、添付資料③「別紙10 モニタリング、サービス対価の減額及び契約終了に至る流れ」を参照のこと。

①設計の進捗状況の確認

ア 基本設計時

選定事業者は要求水準書及び提案書をもとに、県と十分な協議の上、要求水準書に定める、設計説明書類、工事費概算書、設計図書を作成する。県はこの基本設計書等を確認する。

イ 実施設計時

選定事業者は基本設計書をもとに、県と十分な協議の上、要求水準書に定める各書類（設計書類、工事費内訳書、積算数量調書、設計図書）を作成する。県はこの実施設計図書及び工事費内訳書等を確認する。

ウ 建築確認申請時

選定事業者は、建設に関する関連法規に基づく、申請・届出等を行うこと。県は申請・届出等の確認を受けたことを確認する。

②施工状況の確認

ア 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行う。県は、定期的に工事施工、工事監理の状況の確認を行う。また、県は必要に応じ、選定事業者に工事施工の事前説明及び事後報告を要請し、工事現場での施工状況を確認する。

イ 工事完成時

選定事業者は、業務完了届を提出する。県は、現場で履行検査を行う。

選定事業者は、建築基準法等に基づく完了検査の書類作成を行い、完了検査を受ける。

県は、検査済証の交付を受けたことを確認する。

③モニタリング

県は、施設供用開始後、サービスの質を確認するために定期的に業務の実施状況を確認するためモニタリングを行う。モニタリングは、要求水準書どおりの履行確認である検査に加え、質の低下の有無を確認するものである。なお、モニタリングに要する費用は、選定事業者側に発生する費用を除き、県の負担とする。

④サービス対価の減額

「事業契約書」及び「要求水準書」に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。

(2) 事業期間中の選定事業者と県の関わり

- ①原則として県は選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。
- ②資金調達上の必要があれば、一定の重要事項について、県は選定事業者に資金を提供する金融機関と協議することもあり得る。

(3) 支払い手続き

- ①選定事業者は、事業契約書に定められた方法により業務完了届を県に提出し、県のモニタリングを受ける。
- ②選定事業者は、モニタリング完了後、事業契約書により県に請求書を送付する。
- ③県は選定事業者から請求書を受け取った後、事業契約書に定める日に支払いを行う。

7 契約の考え方

(1) 基本協定の締結

県は落札した応募グループの構成員と基本協定を締結する。

(2) 契約手続き

- ①落札者と県は事業契約書の内容について協議を行い，落札後30日を目途に合意を得るよう努める。
- ②落札者は落札後30日を目途にSPCを設立する。
- ③県は当該SPCと本事業に関する事業契約を締結する旨を平成22年12月の徳島県議会で議決を得たときに事業契約を締結する旨を記載した仮契約書を当該SPCに交付する。
- ④仮契約書の交付の後，県及び当該SPCは，本事業に関する事業契約書に記名押印し契約を締結する。
- ⑤契約を締結した時点で，正式に当該SPCを選定事業者と決定する。

(3) 契約の概要

事業契約は，事業契約書及び提案内容に基づき締結するものであり，選定事業者が遂行すべき業務内容や金額，支払方法等を定める。

なお，維持管理業務及び運營業務の詳細の仕様については，提案内容及び要求水準書，事業契約書に定められた水準に基づき，県と協議し，平成24年9月末までに作成するものとする。

(4) 入札価格と契約金額

①入札価格

入札価格は，本件入札説明書等「3 応募に関する条件等 (4) 応募手続 ⑨提案書の受付 ア 入札価格」に示すとおりとする。

②契約金額

入札価格とする。

8 提出書類・作成要領

(1) 提出書類

①一次審査提出書類

下記ア～クについて、求める部数を一括して提出すること。

提出書類	提出部数
ア 一次審査提出書類の提出について（様式Ⅰ-1-1）	1
イ 一次審査提出書類一覧（様式Ⅰ-1-2）	1
ウ 参加表明書（様式Ⅰ-1-3）	1
エ 入札参加資格確認申請書（様式Ⅰ-1-4）	1
オ 入札参加資格確認申請書 添付書類	1
カ 施工等実績（様式Ⅰ-1-5）	1
キ 維持管理実績（様式Ⅰ-1-6）	1
ク 委任状（代表者）（様式Ⅰ-1-7）	1

②入札辞退時の提出書類

参加資格確認申請時に書類を提出した応募者で入札を辞退する場合は、アを提出すること。

提出書類	提出部数
ア 辞退届（様式Ⅱ-1-1）	1

③二次審査提出書類

以下の書類を提出すること。

提出書類	提出部数
二次審査提出書類の提出について（様式Ⅱ-1-2）	1
二次審査提出書類一覧（様式Ⅱ-1-3）	1
委任状（代理人）（様式Ⅱ-1-4）	1
入札書（様式Ⅱ-1-5）	1
施設整備業務提案書（様式Ⅱ-2-0） <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・建設に関する基本的な考え方（様式Ⅱ-2-1） ・ 設計計画（施設の配置，動線）-1（様式Ⅱ-2-2） ・ 施設計画（施設機能面）-2（様式Ⅱ-2-3） ・ 施設計画（デザイン性）-3（様式Ⅱ-2-4） ・ 構造計画（様式Ⅱ-2-5） ・ 設備計画（様式Ⅱ-2-6） ・ 研究設備，備品計画（様式Ⅱ-2-7） ・ ほ場整備計画（様式Ⅱ-2-8） ・ 施工計画（様式Ⅱ-2-9） 	18
----- 【設計図書】 - 建築 - <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図 ・ 本館各階平面図 ・ 本館立面図 ・ 本館断面図 	18

提出書類	提出部数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本館断面詳細図 ・ 作業舎平面図 ・ 作業舎立面図 ・ 作業舎断面図 ・ 温室等平面図 ・ 温室等立面図 ・ 温室等断面図 ・ 外構図 ・ 本館・作業舎日影図 ・ 本館外観透視図 ・ 本館内観透視図 －電気設備－ ・ 受変電設備単線結線図 ・ 幹線・弱電系統図 ・ 主要機器リスト及び配置図 －機械設備－ ・ 主要機器リスト及び配置図 ・ 主要系統図 －施工計画－ ・ 施工計画図 	
<p>維持管理業務提案書（様式Ⅱ-3-0）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理業務に関する基本的な考え方（様式Ⅱ-3-1） ・ 維持管理業務実施体制（様式Ⅱ-3-2） ・ 維持管理計画（維持管理各業務）（様式Ⅱ-3-3） ・ 修繕計画-1（様式Ⅱ-3-4） ・ 修繕計画-2（様式Ⅱ-3-5） 	18
<p>運營業務提案書（様式Ⅱ-4-0）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運營業務に関する基本的な考え方（様式Ⅱ-4-1） ・ 業務実施体制（様式Ⅱ-4-2） ・ 運営計画（様式Ⅱ-4-3） ・ 付帯事業（様式Ⅱ-4-4） 	18
<p>事業計画提案書（様式Ⅱ-5-0）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の基本理念の理解（様式Ⅱ-5-1） ・ 事業の実施体制（様式Ⅱ-5-2） ・ 事業の安定性・継続性（様式Ⅱ-5-3） ・ 長期収支計画の前提1（様式Ⅱ-5-4） ・ 長期収支計画の前提2（様式Ⅱ-5-5） ・ 施設整備費見積書1（様式Ⅱ-5-6） ・ 施設整備費見積書2（様式Ⅱ-5-7） ・ 長期収支計画の前提3（様式Ⅱ-5-8） ・ 維持管理業務費 見積書（様式Ⅱ-5-9） ・ 運營業務費 見積書（様式Ⅱ-5-10） ・ 長期収支計画表（様式Ⅱ-5-11） 	18

提出書類	提出部数
<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッシュフロー計算書（様式Ⅱ-5-12） ・ 償還表（サービス対価の支払い）（様式Ⅱ-5-13） ・ 県が支払うサービス対価総額及びサービス対価算出の根拠（様式Ⅱ-5-14） 	18
<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理の方針1（様式Ⅱ-5-15） ・ リスク管理の方針2（様式Ⅱ-5-16） ・ 地元経済の活性化（様式Ⅱ-5-17） 	18
基礎審査様式集（様式Ⅱ-6-0） <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備計画（工程計画書）（様式Ⅱ-6-1） ・ 施設整備計画（面積表）（様式Ⅱ-6-2） ・ 施設整備計画（仕上表）（様式Ⅱ-6-3） ・ 施設整備計画（什器・研究設備リスト）（様式Ⅱ-6-4） ・ 要求水準に関する確認書（様式Ⅱ-6-5） 	18

（2）作成要領

①一般的事項

入札時の提出書類は、各様式の要領に従い記載すること。その他、下記の規定に従うこと。

ア 各書類の所定の欄に、県より送付された参加資格確認通知書に記載された提案受付番号を記載する。

イ 住所、会社名、氏名等の表示は付さない。（規定のある場合を除く）

②入札書

入札書（様式Ⅱ-1-5）は封筒に入れ密封し、1部を提出する。なお、次の点に留意する。

ア 入札価格は、本件入札説明書等「3.（5）③」サービス対価の総額（県算定額）を踏まえ、様式Ⅱ-5-14「県が支払うサービス対価の総額及びサービス対価算出の根拠」により積算し、記載すること。

イ 入札価格は、物価変動を除いた額とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

ウ 提案時のサービス対価 A 及び C の積算の前提となる金利水準は、1.533%に、提案したスプレッドを加えたものとし、事業期間に亘り一定と仮定する。

エ 入札価格は、提出書類の事業計画提案書の値と整合が図られているものとする。

③提案書等の提出方法

ア 提案書

- ・ 様式番号順に並べ、A4縦長左綴じにより提出する。A3版は折り込みにより、A4縦長に合わせることをとする。（設計図書除く）
- ・ 提案書において求めている添付資料は、当該提案書の次項に綴じることとする。

イ 設計図書

- ・ 提出書類一覧の順に並べ、A3横長左綴じにより提出する。図面は、JISの建築製図通則に従い、紙面の上を北とする。

ウ その他

次の様式は、紙媒体のほかCD-R等でも提出すること。

2. 施設整備業務提案書
3. 維持管理業務提案書

4. 運營業務提案書
 5. 事業計画提案書
 6. 基礎審査
- ・提出は Microsoft word 若しくは Excel とする。
 - ・設計図書については, pdf とする。

9 その他

- (1) 事業契約の締結については, PFI 法の規定に基づき, 徳島県議会の議決を要する。
- (2) 本件入札説明書等に定めることその他, 入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には, 応募者に通知する。